

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成及び数値地形図）
- 二 測量の地域 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域
- 三 測量の期間 令和二年十一月三十日から令和三年三月十九日まで